

令和5年

第6回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

## 令和5年第6回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和5年5月22日（月）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時05分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和5年第5回（4月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第45号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第46号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第47号] 上天草市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

日程第8 [議案第48号] 上天草市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

日程第9 [議案第49号] 市議会の議決を経るべき議案について

日程第10 [議案第50号] 市議会の議決を経るべき議案について

日程第11 [議案第51号] 市議会の議決を経るべき議案について

日程第12 諸報告

### 2 出席委員

山下勝一（委員）、岩崎宏保（委員）、藤田 慶（委員）

高倉利孝（教育長）

### 3 欠席委員

辻本幸之助（委員）

### 4 議場に出席した者

赤瀬耕作（教育部長）、谷上健作（教育審議員）、宮崎真司（学務課長）、川本宜史（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長）、瀬脇和弘（社会教育課長補佐）、渡辺龍也（学務係長）

### 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午後2時00分

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありますので、

日程第1 会議録署名委員の指名について

○**教育長（高倉利孝君）** 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に、山下委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 令和5年第5回（4月定例会）会議録の承認について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第2「令和5年第5回（4月定例会）会議録の承認について」を議題といたします。皆様には、会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくお願いいたします。
- 学務課長補佐（川本宜史君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第5回（4月定例会）の教育委員会会議録については、承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

#### 日程第3 教育長諸般の報告

- 教育長（高倉利孝君） 次に日程第3。「教育長諸般の報告」を行います。まず、4月24日第1回生きる力推進会議が行われました。本年度の研究指定校の取組発表校は、今津小学校で11月2日に実施予定となっております。次に、4月25日第1回天草地区教科用図書採択協議会が松島庁舎で開催されました。今回の事務局担当は、上天草市となっております。令和6年度教科用図書採択協議会のスケジュールの説明を行って承認をされました。今後は明日第2回目の採択協議会を開催し、その後、選定委員会を3回、研究員会を3回、更に協議会1回開催して採決をすることとなります。8月上旬に上天草市教育委員会へ報告を行って承認をいただくという運びになります。次に、5月6日上天草市PTA連絡会総会がアロマで4年ぶりに開催となりました。充実した内容で、和やかな会でもございました。次に、5月10日熊本市で熊本県市町村教育委員会連絡協議会定例会に山下教育委員と共に出席してまいりました。令和4年度事業報告及び決算報告、令和5年度事業計画及び予算について説明があり、その他3つの会議に出席してまいりました。最後に、5月18から19日にかけて、令和5年度全国都市教育長協議会総会並びに研修大会が北海道帯広市で開催され参加をしてまいりました。熊本県からは11市の教育長が参加され、1日目に総会、文部科学省による講話及び3つの分野別研究に分かれて研究会がありました。2日目は前日に引続き、分野別研究の研究発表会が行われ、最後に特別委員会の報告がありました。広大な北海道での開催は、目を見張るものがございました。以上で教育長諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 非公開とする審議事項について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第45号」、日程第6「議案第46号」及び日程第12 諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第45号」、「議案第46号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

#### 日程第5 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第45号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第45号から議案第46号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

## ※【秘密会議終了】

日程第7 議案第47号 上天草市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第7。議案第47号「上天草市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第47号「上天草市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。上天草市社会教育委員設置条例第2条並びに第4条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり解嘱及び委嘱するものでございます。令和5年度上天草市校長会の役割分担の決定に伴い、解嘱及び委嘱するもので、解嘱する者につきましては、松島中学校校長の松田真也氏でございます。委嘱する者につきましては、阿村小学校校長の嶋崎幸治氏で、任期につきましては、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの前任者の在任期間でございます。提案理由といたしましては、関係機関の役員改選に伴い解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第47号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第8 議案第48号 上天草市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第8。議案第48号「上天草市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第48号「上天草市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。上天草市立図書館条例第23条第2項及び第4項並びに上天草市立図書館協議会設置要綱第3条第1号の規定に基づき、次のとおり解嘱及び委嘱するものでございます。令和5年度上天草市校長会の役割分担の決定に伴い、解嘱及び委嘱するもので、解嘱する者につきましては、令和5年3月まで教良木小学校に勤務されていた校長の加島政幸氏でございます。委嘱する者につきましては、令和5年4月から教良木小学校に勤務されている校長の金子美智氏で、任期につきましては、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの前任者の在任期間でございます。提案理由といたしましては、関係機関の役員改選に伴い解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。  
[「ありません」という声あり]

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第48号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第9 議案第49号 市議会の議決を経るべき議案について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第9。議案第49号「市議会の議決を経るべき議案について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第49号「議会の議決を経るべき議案について」ご説明いたします。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承する。上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものです。16ページの概要をご覧ください。改正の必要性につきましては、「上天草市本と歴史の交流館」の設置に伴い図書館の名称、位置等を変更するとともに、図書の貸し出し方法、手続等を見直すため、関係規定を整備する必要があります。内容につきましては、8ページの新旧対照表をご覧ください。第2条表中の名称を「上天草市立大矢野森記念図書館」から「上天草市立大矢野図書館」に、位置を「上天草市大矢野町上1539番地」から「上天草市大矢野町中977番地5」に改めます。第4条から第8条中の「館長」を全て「教育委員会」に改めます。同じく第4条表中「中央図書館及び大矢野森記念図書館」を「中央図書館」と「大矢野図書館」に分け、大矢野図書館の開館時間を「午前10時から午後7時」とし、これまでより1時間長くします。同じく「姫戸図書館及び龍ヶ岳図書館」を「上天草市立姫戸図書館及び上天草市立龍ヶ岳図書館」に改めます。第5条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2号中「、団体貸出し」を「及び団体貸出し」に、同条3号中「、読書相談」を「及び読書相談」に、同条第4号中「と利用」を「及び利用」に、同条第7号中「並びに」を「及び」に、同条第10号中「読書団体等」及び「、協力及び」を「読書団体」及び「及び協力並びに」にそれぞれ改めます。第6条第1号及び第7条中「この」の次に「条例又はこの条例に基づく」を加え、第8条中「若しくは」を「又は」に、「汚損、破損」を「汚損し、破損し」に改めます。第9条から第22条までを削り、12ページの第23条第1項中「図書館協議会」を「上天草市立図書館協議会」に改め、「ことができる」を削り、同条を第9条とし、第24条を第10条とし、後の様式第1号から第3号までを削ります。なお、第9条から第22条まで削除する箇所については、10月の「本と歴史の交流館」の供用開始までの期間に、改めて規則として整備することとしています。7ページをお願いします。附則としまして、この条例は令和5年10月1日から施行します。ただし、第4条の改正規定の「館長」を「教育委員会」に改める部分と、第5条から第8条までの改正規定、第9条から第22条までを削る改正規定、第23条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行することとします。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○教育委員（岩崎宏保君） 館長が教育委員会に改正されておりますが、館長は不在になるということでしょうか。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 図書館には、市の常勤職員が3名配置され、対応することになります。

○教育委員（山下勝一君） 附則で公布の日となっているが、公布日はいつの日になるのか。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 公布日は、議会終了後に市長が署名した日となります。

○教育長（高倉利孝君） 他に質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第49号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第10 議案第50号 市議会の議決を経るべき議案について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第10。議案第50号「市議会の議決を経るべき議案について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第50号「議会の議決を経るべき議案について」ご説明いたします。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承する。上天草市歴史資料館条例の制定について、上天草市歴史資料館条例を次のように制定するものです。21ページの概要をご覧ください。制定の必要性につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市歴史資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があります。内容につきましては、17ページにお戻りください。第1条に歴史資料館の設置について、第2条に資料館の位置について、先程の図書館と同じ大矢野町中977番地5となります。第3条に資料館の職員について、第4条に業務内容について、第5条に休館日について、休館日は図書館と同じく月曜日とし、国民の祝日に関する法律第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日及び12月28日から翌年1月4日までとし、第6条で開館時間は午前10時から午後5時まで、ただし、入館は午後4時30分までとしています。第7条に入館の制限等について、第8条から第10条に撮影等の許可、基準及び許可の取り消し等について、第11条に損害賠償について、第12条に歴史資料館運営協議会について、第13条に委任について規定しています。附則としまして、この条例は令和5年10月1日から施行します。また、今回の条例制定に伴い、「上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」及び「上天草市付属機関設置条例」の一部を改正し、歴史資料館運営協議会委員の報酬及び同協議会の設置について規定します。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第50号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第11 議案第51号 市議会の議決を経るべき議案について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第11。議案第51号「市議会の議決を経るべき議案

について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案第51号「議会の議決を経るべき議案について」ご説明いたします。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承する。上天草市本と歴史の交流館条例の制定について、上天草市本と歴史の交流館条例を次のように制定するものです。27ページの概要をご覧ください。制定の必要性につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市本と歴史の交流館の設置及び管理に關し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があります。内容につきましては、22ページにお戻りください。第1条に本と歴史の交流館の設置について、第2条に交流館の位置について、先程と同じ大矢野町中977番地5となります。第3条に管理について、第4条の休館日については、先程の歴史資料館と同様となります。第5条で開館時間は、午前10時から午後7時までとしています。第6条に入館の制限等について、第7条から第9条に使用の許可、基準及び許可の取り消し等について、第10条に使用料について、第11条に使用料の減免について、第12条に使用料の還付について、第13条に目的外使用又は権利譲渡の禁止について、第14条に造作等の制限について、第15条に原状回復義務について、第16条に損害賠償について、第17条に市の免責について、第18条に委任について規定しています。附則としまして、この条例は令和5年10月1日から施行します。また、別表として第10条関係の使用料及び取り扱いを規定しています。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○教育委員（藤田慶君） 第7条使用の許可について、教育委員会は、前項の許可をする場合等となっているが、教育委員会に審議事項として提出されることになるのでしょうか。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 教育長の事務委任事項となるため、教育委員会事務局において対応することとなります。

○教育委員（岩崎宏保君） 施設の使用料について、小・中学校の児童生徒が利用するときは免除になるのでしょうか。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 現状においては、決まっておりませんが、減免等の方向性で検討することになると考えております。

○教育部長（赤瀬耕作君） 申請をしていただいた後、申請内容を精査したうえで減免等の有無の対応をすることになります。

○教育長（高倉利孝君） 学校の郷土学習の授業で利用していただきたいと思います。

○教育長（高倉利孝君） 他に質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第51号は、ただ今ご審議いただきましたとお承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

## 日程第12 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第12。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「6月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（谷上健作君） 6月の月行事について、ご説明いたします。1日第1回市内教務主任研修会を開催します。4日アフタヌーン・イングリッシュ・ティータイム。5日天草郡市教育長会議が天草総合庁舎で開催されます。8日道德教育推進教師研修会、9日市内校長会議を松島庁舎で開催します。12日地域学校協働本部第1回コーディネート会議。17日から18日にかけて、天草郡市中体連夏季総合体育大会が開催されます。20日6月の教育委員会議。22日いきいき成人大学をアロマで開催。29日第2回児童会・生徒会担当者会。30日地区公民館・主事会議を開催します。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「名義後援使用承認の報告について」説明をお願いします。

○教育長（高倉利孝君） 小浦社会教育課長。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 社会教育課から3件報告いたします。1件目は、行事名が「家庭倫理の会天草くまRIN子育てセミナー」で開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。5月27日土曜日に天草青年の家研修室で開催される予定です。主催者は、「家庭倫理の会天草」で、約20人の参加が見込まれています。2件目は、行事名が「令和5年第51回熊本県中学生バスケットボール優勝大会」で、開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。5月27日土曜日・28日日曜日、6月3日土曜日に開催される予定です。主催者は、「一般社団法人熊本県バスケットボール協会」で、中学生の男女約800名が参加予定です。3件目は、行事名が「令和5年度熊本県手をつなぐ育成会大会天草大会」で、開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。7月29日日曜日に開催される予定です。主催者は、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会及び天草白い雲の会で、約300人が参加予定です。報告は以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。委員さんから何か質疑はありませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された議案は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時5分